

奈良市都市経営戦略会議
行財政改革推進に関する建議

平成18年11月
奈良市都市経営戦略会議

平成18年11月13日

奈良市長 藤原 昭 様

奈良市都市経営戦略会議
委員長 杉江 雅彦

行財政改革推進に関する建議

平成18年2月に策定された奈良市第3次総合計画後期基本計画実施計画によると、平成19年度から22年度にかけて、毎年度約43億円の財源不足が生じる見通しであり、奈良市の財政健全化は行財政改革推進における急務の課題である。

奈良市都市経営戦略会議は、平成18年7月より10月までの3回にわたる行財政改革推進部会における審議について報告を受け、審議した結果、奈良市の行財政改革、特に財政健全化の方策について以下のような結論を得た。

については、この結論に基づき速やかに適切な処理をされるよう奈良市都市経営戦略会議設置要綱第2条の規定により建議する。

1 総論

市は経済・社会・自然環境等行政を取り巻く環境変化を認識し、可能な限り行政に対する市民のニーズを反映させる方向で、行財政改革を通じて市のあるべき行財政の姿を追求していかなければならない。

今、行財政改革により達成すべき目標は次の2点であると考えます。第一に、次代の市民にツケを残さないスリムな地方政府の構築である。そのために、事業・業務の「選択と集中」を徹底し、行政が保有する限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ等）を有効かつ効率的に活用しなければならない。第二に、市民参加による行政の活力の維持・向上である。すなわち、市民との協働により、行政に新たな付加価値を創造していかなければならない。

この目標を達成するためには、まず、「聖域」を設けず、あらゆる事業についてゼロベースで事業の必要性やあり方を総点検しなければならない。全事業一律削減等の機械的手法によるのではなく、必要性の高い事業・業務とそれ以外の事業・業務を可能な限り峻別し、必要な業務であっても行政の経営資源を過重に抱える事業・業務を優先的に見直すとともに、行政の活力を削がない形で行財政改革の目標を達成するための方策を徹底的に追求すべきである。また、NPO等との連携や市民参加、民間活力の導入等、多様な方式の中から前例踏襲に陥らずに新たな方策を検討すべきである。さらに、可能な限り速やかに成果に結びつけるため、改革の目標年次を定めるとともに、行財政改革推進策を市民に公表し、理解を求めなければならない。

2 各論

以下、別表1に示す市が検討している財政健全化に関する方策の各項目について意見を述べる。

なお、これらの項目の中には市民の痛みを伴うものもあるが、順序として、まず職員数の削減や業務の効率化等市役所内部の改革に率先して取り組む必要がある。その上でそのことを市民に十分周知し、協力を要請すべきである。

(1) 市税

市税の徴収率向上については、別表2に掲げる目標の達成のため、積極的な取組を求める。ただし、税負担の公平性を考慮すれば、市税徴収率は限りなく100%に近づけるべきである。そのために、滞納者に対しては厳格な対応が必要であり、悪質な滞納者の公表や行政サービスの制限等についても検討すべきである。また、税、保険料、使用料等の滞納整理について一括して処理する体制の確立、徴収等に関する事務の民間委託、差押え物件のインターネットオークションへの出品等の新たな手法の導入も併せて検討すべきである。

なお、地方自治における税の自己責任・自己決定及び受益者負担の観点から、加えて循環型社会の形成や観光振興等の特定の行政上の目的を実現する手段として、将来的には課税自主権の行使も検討すべきである。

(2) 人件費

職員数の削減については、別表3に掲げる計画に従い、着実な遂行を求める。同時に、

真に必要な事業を見極め、かつ、その事業実施に必要な人員をきめ細かく積み上げ、組織の見直しを行う必要がある。また、民間委託・民営化の推進や勸奨退職制度の拡大等により、目標を早期に達成し、更なる職員数の削減も実施すべきである。

さらに、時差勤務の導入等による効率的な人員の配置に取り組むとともに、職員の各種手当その他の待遇も精査し、市民の理解を得られるように必要な改善を行わなければならない。安易に職員の給与削減を行うことにより職員の活力を奪うことは避けるべきであるが、他の方策によってもなお財源不足の解消が不可能であれば、最終的には職員の給与削減も覚悟すべきである。なお、定年退職した職員については、比較的低い給与水準で質の高い人材を確保することができるため、有為な人材を再雇用し積極的に活用すべきである。ただし、その際、再雇用した職員の経験や能力が十分に発揮できるよう適切に配置しなければならない。

なお、議員の定数についても、奈良県議会及び近隣市議会において削減等の動きもあり、今後行財政改革を進めていく上で検討していかねばならないと考える。

(3) 受益者負担の見直し

受益者負担の見直しについては、別表4及び5に掲げる案についてさらに精査の上、積極的な見直しの実施を求める。市全体で財源が不足している以上、施設使用その他の行政サービスの提供を受ける者に、その経費の一部の自己負担を求めることはやむを得ない。しかし、市が可能な限り経費節減・財源確保の方策に取り組むことがなければ、市民の理解を得られないことを肝に銘じるべきである。さらに、見直しにあたっては、受益者負担の導入・拡大による政策的な効果・影響、例えばごみ処理手数料新設によるごみの減量効果、施設使用料徴収に伴う利用者数の減少等を含めて検討すべきである。

(4) 事務事業の再編整理

【事務事業の見直し】

事務事業の見直しについては、別表6に掲げた分類による事務事業の精査を進め、さらに積極的かつ早期の見直しの実施を求める。ただし、単なる財源確保を目的とすべきではなく、行政が果たすべき役割を十分に考察し、行政がなすべき活動の範囲について明確なイメージを持つ必要がある。その上で市は明確な方針をもって改革を実施し、かつ、市民の理解を得るために説明を尽くさなければならない。

なお、特に以下の点に留意されたい。

同和対策事業に基づく減免その他の措置については、必要性を精査し、廃止を含めて見直しを検討すべきである。

老春手帳優遇措置によるバス優待乗車証や公衆浴場入浴券の交付等に見直しにあたっては、地域により利用のしやすさが大きく異なることに鑑み、公平性の観点からも議論すべきであり、また、施策の目的や実態を踏まえ、所得に応じた負担を求めること等も含め、早急に見直し策を検討すべきである。

窓口業務等の各種事業・業務の民間委託・民営化については、民間の力でよりよい行政サービスが提供できるのかを実施前に十分に検討し、目的を明確にした上で、可能な限り早期に実現すべきである。また、民間委託・民営化後もその効果を十分に検証すべ

きである。

当面継続する事業・業務であっても、計画・実施・評価・改善の工程を短い周期で繰り返すことで、可能な限り速やかに見直しを実施すべきである。

【施設の見直し】

施設の見直しについては、別表7に掲げる案についてさらに精査の上、積極的な見直しの実施を求める。ただし、統合・移設の方針の施設については、統合・移設することによる影響を十分考慮し、再度その必要性を精査すべきである。また、他の全ての施設についてもその必要性を精査し、廃止を含めて見直しを検討すべきである。なお、本庁以外の市の窓口・事務所、特に市街地における連絡所についても、同様に見直しを実施すること。

見直しにあたっては、当該施設の稼働率及び利用状況や、市内にある他の類似施設との役割分担を十分考慮するとともに、施設の活性化や転用の方策について市民の意見・提案を求めつつ検討すべきである。なお、施設を廃止する際も、廃止することによる影響を考慮し、影響が大きい場合は代替手段等必要な措置を講ずること。

一部の限られた団体が占有的に利用している施設については、施設の設置目的を考慮の上、利用状況の改善、あるいは当該団体に対する譲渡を検討すべきである。

観光関係施設に関しては、市の観光の窓口としての活性化策や各施設の配置・役割、新たな集客施設の設置を含めて、観光対策の観点から観光戦略部会の議論も踏まえて検討すべきである。

【外郭団体の見直し】

市が出資している財団法人の統廃合については、別表8に掲げる案についてさらに精査し、着実な遂行を求める。また、各外郭団体の設立趣旨及び活動の内容を踏まえ、さらに外郭団体の統廃合を検討すべきである。また、各外郭団体の職員・役員の必要人数を十分に精査すべきである。

なお、奈良市駐車場公社に関しては、民間移管を視野に入れて検討すべきである。

(5) その他

【未利用土地等の処分】

未利用土地等の市有地の売却処分については、別表9に掲げる案について着実な遂行を求める。また、他の市有地についても、処分可能な土地は積極的に売却を進めること。ただし、処分にあたっては、当該土地の必要性について十分に精査すべきである。また、市の資産状況を十分に把握し、不当に安価で売却することがないようにその方法や時期について検討すること。

【新たな収入源の確保策】

新たな収入源の確保策については、別表10に掲げる案についてさらに精査し、着実な遂行を求める。なお、市民に負担を求める前提として、市が可能な限り財源を捻出する努力が必要であり、他に収入源の確保策はないか、より多額の収入を得られないか、

知恵を絞るべきである。

広告掲載については、広告を掲載する企業等の選定や広告の掲載場所に関して市民の理解が得られるよう配慮する必要があるが、市民に対して厳しい財政状況と行財政改革の必要性を訴える機会として捉え、積極的に実施すること。

庁舎内の空きスペースの活用については、市民による起業等民間の活性化の機会としても位置付け、効果的に活用できるよう検討すること。

3 補論

【危機意識の共有】

行財政改革の実効性は職員の意識改革にかかっているとと言っても過言ではない。行政が公金で運営されていることを認識し、全ての職員がコスト意識、経営感覚を持つよう徹底されたい。

また、行財政改革の推進には、市民の理解と協力が不可欠である。しかしながら、市からの情報公開が十分ではない現状においては、市の財政状況が逼迫しているという認識が市民に浸透しておらず、市は厳しい財政状況と行財政改革の必要性を積極的に訴えなければならない。そのためには、しみんだより等を通じた広報活動はもとより、市民の目に見える形で様々な節減対策や収入増加策に取り組むべきである。そうした行政の姿勢こそが市民の行政に対する理解の醸成を促し、様々な局面で市民と行政との協力関係の形成をも促進すると考える。

【行政の活性化】

行財政改革は、経費削減が第一ではなく、行政の有する経営資源の有効活用・活性化こそが重要である。特に人材の活用については、給与の削減を主眼とするのではなく、職員が給与に見合う質の高い仕事を遂行し、給与以上の価値のある成果を市民にもたらすことこそが求められる。そうした意識を職員に促すとともに、人事が根幹であることを認識の上、加点主義による適切な評価・能力と意欲に基づく配置を徹底すべきである。

また、行政の活性化は、市役所の外部との交流・協働等によってももたらされるので、市と民間企業との人事交流や、優秀な民間企業経験者等の中途採用及び年俸制の採用導入等現在の人事制度の改正を含めて検討すべきである。さらにNPOやボランティア団体等による公益的活動を促進し、かつ、協働関係を築けるようその仕組みを検討すべきである。

【行財政改革推進体制の強化】

行財政改革の推進のため、庁内の推進体制の強化・充実を図る必要がある。そのためには第一に、行財政改革推進を主導する部門を充実させ、市民のニーズや他の地方公共団体の先進的事例を取り込んだ行財政改革推進策の積極的な発案・実施、その進捗管理・効果測定を行わせるべきである。さらに、庁内の各部門の行財政改革における役割及び責任を明確化し、かつ、その連携を強化すべきである。

また、個々の職員についても行財政改革を担う主体としての責任の自覚を促し、かつ、その知識と能力と意欲を最大限に活かす体制を確立すべきである。

別表 1 行財政改革の推進 項目別目標数値

(単位:百万円)

推進区分	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	4ヶ年累計	説明	別表
(1) 市税	徴収率の向上	169	347	516	697	1,729	19年度 91.14%、以降毎年0.3%の向上	2
(2) 人件費	職員削減(180人)	87	277	475	589	1,428	18年度から22年度の5年間で180人削減	3
(3) 受益者負担の見直し	下水道使用料改定			47	47	94	県流域下水道市町村負担金の改定に合わせて改定	4
	下水道使用料(分合流調査による増収)	51	51	51	51	204	18年度において分合流調査を実施	
	ごみ処理手数料の新設		456	912	912	2,280	一般家庭ごみ、家庭系大型ごみに対する処理手数料の新設	
	その他(施設以外)の分担金等	85	286	286	286	943	保育料、基本健康診査自己負担金	
	施設にかかる使用料の改定		176	176	176	528	管理経費の50%(福祉施設は10%)を使用料により充当	5
	(うち公民館使用料の新設)		(29)	(29)	(29)	(87)	公民館(24館)、公民館分館(28館)に対する使用料の新設	
(4) 事務事業の再編整理	事務事業の見直し	1,626	2,350	2,841	2,841	9,658	廃止 104事業、休止 7事業、縮小 446事業、民間委託化 19事業、民営化 10事業 <民間委託化・民営化による職員削減目標 100人>	6・7
	外郭団体の見直し(統廃合)	230				230	11団体を9団体に統廃合	8
(5) その他	未利用土地の処分	2,289				2,289	普通財産及び未利用行政財産の処分(7物件)	9
	新たな収入源の確保策の検討		53	53	53	159	広報誌等への広告収入やスポーツ施設等へのネーミングライツの実施	10
見直し額合計 (A)		4,537	3,996	5,357	5,652	19,542		
実施計画における財源不足額 (B)		4,537	3,970	5,002	3,612	17,121		
差引収支額 (A) - (B)		0	26	355	2,040	2,421		

別表 2 市 税

(単位:百万円)

区 分		18年度 当初予算	19年度	対前年 伸 率 (%)	20年度	対前年 伸 率 (%)	21年度	対前年 伸 率 (%)	22年度	対前年 伸 率 (%)	備 考
現 行 見 通 し	徴 収 率	90.85%	90.85%	/	90.85%	/	90.85%	/	90.85%	/	16年度決算 89.14% 18年度以降 90.85%に固定
	市税収入	52,779	55,267	4.71	55,580	0.57	54,934	△ 1.16	55,451	0.94	
徴 収 率 の 向 上	徴 収 率	90.85%	91.14%	/	91.44%	/	91.74%	/	92.04%	/	16年度徴収率89.14%を19年度 までに2%UP 以降毎年0.3%UP
	市税収入	52,779	55,436	5.03	55,927	0.89	55,450	△ 0.85	56,148	1.26	
	差 引 増 収 額	0	169	/	347	/	516	/	697	/	

別表3 人件費

(単位:百万円)

区 分		18年度 当初予算	19年度	20年度	21年度	22年度	累 計	備 考	
現 行 見 通し	年度当初職員数(人)	3,002	3,002	3,002	3,002	3,002		定年退職者をすべて補充した場合	
	人件費総額	26,754	26,940	26,129	26,523	25,547			
職 員 削 減	前年度末退職者数(人)	77	71	115	100	137			
	当該年度採用者数(人)	52	48	65	48	107			
	差引削減数(人)	25	23	50	52	30	180	退職者不補充により、平成18年度から22年度の5年間で180人削減	
	人件費削減額	当該年度		87	190	198	114		新規採用者の抑制 1人 3,800千円
		累 計		87	277	475	589	1,428	
年度当初職員数(人)		3,002	2,979	2,929	2,877	2,847			

別表 4 受益者負担の見直し(施設以外の使用料等)

(単位:百万円)

項 目	18年度 当初 予算額	見直し後 の金額	差 引 改 定 額	改定率	年 度 別 影 響 額				説 明
					19年度	20年度	21年度	22年度	
下水道使用料改定	3,540	4,357	817	23.1%	0	0	47	47	・維持管理経費及び資本費(償還金)の30%(17年度10%)を使用料により 充当するように改定することにより、817,000千円の増収 ・県の流域負担金の改定に合わせて平成21年度より実施 ・増収に伴う歳出増 県流域負担金の改定 705,000千円 水道への徴収手数料(8%) 65,000千円
下水道使用料 (分合流調査による増収)	0	200	200	皆増	51	51	51	51	・18年度実施の分合流調査による増収分2億円 ・増収に伴う歳出増 県流域負担金(57円/m ³) 133,000千円 水道への徴収手数料(8%) 16,000千円
ごみ処理手数料の新設	0	1,226	1,226	新設	0	456	912	912	・一般家庭ごみ処理手数料 可燃 @50円×週3袋×52週×14万世帯=1,092,000千円 不燃 @50円×月1袋×12週×14万世帯=84,000千円 ・家庭系大型ごみ処理手数料 1点 @200円×5点×50,000件=50,000千円 ・有料化に伴う必要経費(ごみ袋、ステッカー等) 314,240千円 ・平成20年度下半期より実施
その他(施設以外)の 分担金等					85	286	286	286	
保育料(通常分)改定	1,079	1,308	229	21.2%	46	229	229	229	・国基準に対する徴収割合を中核市、近隣市並に引き上げる 17年度決算 59.39% → 72% ・平成20年度より実施 ・平成19年度は、税制改正の影響による増
保育料の減免	△ 18	0	18		0	18	18	18	減免の廃止
基本健康診査 自己負担金 (医療機関で徴収)	79	118	39	50.0%	39	39	39	39	・18年度2,000円の自己負担金を国基準の3,000円に引き上げる
合 計					136	793	1,296	1,296	

別表 5 受益者負担の見直し(施設にかかる使用料)

使用料の見直しに対する基本的な考え方

1. 施設の目的により、「管理経費(人件費を除く)」に対する使用料の充当率を設定する【()は現行の充当率】
 ・福祉施設 10%(4.4%) ・文化施設 50%(25.8%) ・体育施設 50%(47.3%) ・その他の施設 50%(48.3%)
2. 平成18年度予算が「1」で設定した充当率を超えている場合は、現行のままとする
3. 「1」で算出した使用料が現行の2倍以上となる場合は、2倍を限度とする

基本的な考え方に基づく使用料改定試算額

(単位:百万円)

目的区分	平成18年度予算			改定後の 使用料収入	改定額	改定率	改定後の 使用料 充当率	主な施設名
	管理経費	使用料収入	使用料 充当率					
福祉施設	111	5	4.5%	9	4	80.0%	8.1%	月ヶ瀬福祉センター、都祁福祉センター、老春の家(東・西・北)、野鳥の森
文化施設	604	156	25.8%	253	97	62.2%	41.9%	なら100年会館、ならまちセンター市民文化ホール、西部会館市民ホール、美術館
体育施設	271	128	47.2%	156	28	21.9%	57.6%	鴻ノ池陸上競技場、ならやま屋内温水プール、鴻ノ池球場、中央武道場・第二武道場
その他の施設	326	157	48.2%	175	18	11.5%	53.7%	男女共同参画センター、奈良マーチャントシードセンター、なら奈良館、北部会館市民文化ホール
無料施設	527	0	0.0%	29	29	皆増	5.5%	総合医療検査センター、保健所、市立診療所(田原・柳生)、人権文化センター、児童館、防災センター、公民館
うち公民館	(283)	(0)	0.0%	(29)	(29)	新設	10.2%	公民館(24館)及び公民館分館(28館)にかかる光熱水費の1/2相当分を使用料として徴収
算定対象外施設	1,031	1,161	112.6%	1,161	0	—	112.6%	休日夜間・休日歯科応急診療所、市立診療所(奈良・都祁・月ヶ瀬)、都市公園、市立幼稚園、市営住宅
合計	2,870	1,607	56.0%	1,783	176	11.0%	62.1%	

別表 6 事務事業の見直し

見直し区分別集計

(単位:百万円)

区 分	件 数		一般財源 削減額
	平成 19年度	当該年度	
廃 止	104		510
休 止	7		18
縮 小	446		1,912
継 続	700		△ 12
民間委託化	19		80
民 営 化	10		333
合 計	1,286		2,841
年 度 別 削 減 額	平 成 19年度	当該年度	1,626
	平 成 20年度	当該年度	724
		累 計	2,350
	平 成 21年度	当該年度	491
累 計		2,841	

廃止又は休止事業の理由別集計

(単位:百万円)

見 直 し 理 由	件数	見直し 区 分	一般財源 削減額	年度別一般財源削減額		
				19年度	20年度	21年度
1 初期の目的を達成した	35	目的達成	46	40	5	1
2 民間での対応が可能である	5	民間対応	42	15	27	0
3 行政が実施する必要がない	2	非行政事務	5	5	0	0
4 コストに比較して事業効果が薄い	9	費用対効果	59	7	39	13
5 国・県制度の変更による	4	国・県制度	47	1	46	0
6 経過措置の廃止	5	経過措置	91	52	19	20
7 他に類似の事業がある	7	類似事業	2	2	0	0
8 他の事業に統合する	11	事業統合	11	11	0	0
9 他の手法により実施する	24	手法変更	164	75	71	18
10 その他	9	その他	61	56	1	4
合 計	111	合 計	528	264	208	56

別表 7 事務事業の見直し（施設の廃止・休止）

方針	名称	具体的内容及び跡地方策	理由	利用者に対する影響
廃	青少年児童会館	廃止する。 建物は解体する。	施設の老朽化のため。 全市的な利用が図られていないため。	公民館その他の公共施設の活用で対応する。
	青年の家交楽館	廃止する。	施設の老朽化のため。 利用者が少ないため。	公民館その他の公共施設の活用で対応する。
	青少年野外活動センター	廃止する。	市内に県・市の類似施設があるため。	奈良県立青少年野外活動センター（都祁吐山町）・奈良市黒髪山キャンプフィールド等で対応する。
	平城プール 青山プール	廃止する。	民間企業が経営するプールと競合するため。 市内に県・市のプールがあるため。 経費削減の必要があるが、これ以上の経費削減を行うと安全性の確保が困難になるため。	民間企業が経営するプールや奈良県営プール（三条大路一丁目）・奈良市ならやま屋内温水プール・奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等で対応する。
	灰からセンター	廃止する。 建物は解体し、売却する。	ガラスびんを再利用して年間48,000個のブロックを製作しているが、ブロックに需要がないため。 在庫146,000個。	現在障がい者団体にブロック製作業務委託し、15人（内3人は指導員）が従事しているため、障がい者等の社会参加・雇用の場の提供の検討を要す。
	止	市立奈良診療所 （休日夜間・休日歯科 応急診療所含む）	市立奈良診療所については廃止する。 休日夜間（歯科含む）応急診療所については市立奈良病院へ移転する。 土地建物は売却処分する。	市立奈良診療所については職員の利用が大半であり、一般の利用者が少ないため。 休日夜間（歯科含む）応急診療所については市立奈良病院へ移転することにより対応。
野鳥の森		廃止する。	利用者が少ないため。	特に大きな影響はないと思われる。 現在飼育中の鳥については、引き取り先等について今後協議していく。
統 廃 合	男女共同参画センター	母子福祉センターと統合。 母子福祉センターの事業の一部を引継。	目的・事業の類似した施設と統合することが効果的・効率的であるため。	公民館その他の公共施設の活用で対応する。 相談については、男女共同参画センター等で実施している女性問題相談で対応する。
	母子福祉センター	廃止し、事業の一部を男女共同参画センターで実施。 建物は解体し、土地は売却する。	目的・事業の類似した施設と統合することが効果的・効率的であるため。 建物が老朽化しているため。 利用者が少ないため。	
移 設	美術館	他の公共施設内に移設。 （移設先として現在の奈良マーチャントシードセンター、ならまちセンター、旧JR奈良駅舎等を検討。） 建物はイトーヨーカドーに返還する。	多額の賃借料を要するため。 （平成18年度24,569千円）	
	なら奈良館	他の公共施設内に移設。 （移設先として現在の奈良マーチャントシードセンター、ならまちセンター、旧JR奈良駅舎等を検討。） 建物は近鉄に返還する。	多額の賃借料を要するため。 （平成18年度20,000千円）	
賃 貸	ならまち格子の家	廃止し、建物をNPO・民間企業に無償又は有償で貸与し、ならまちの活性化のために活用する。	建物を有効活用するため。 経費削減の必要があるため。	観光客の休憩所・トイレとしての役割は継続する。
	ならまち振興館	廃止し、建物をNPO・民間企業に無償又は有償で貸与し、ならまちの活性化のために活用する。	建物を有効活用するため。 経費削減の必要があるため。	観光客の休憩所・トイレとしての役割は継続する。 ならまち振興財団事務局の事務所を他の公共施設内に移転する。

別表 8 外郭団体の見直し(統廃合)

財 団 名	管 理 施 設	出 資 額 (百万円)	出 資 比 率 (%)	説 明
1 ならまち振興財団	ならまちセンター市民文化ホール、なら工藝館、音声館、 名勝大乘院庭園文化館、ならまち振興館	260	100%	
2 文化振興センター	なら100年会館、西部会館市民ホール、 北部会館市民文化ホール、美術館	10	100%	
3 入江泰吉記念写真美術財団	写真美術館	200	100%	ならまち振興財団に統廃合
4 杉岡華邨書道美術財団	杉岡華邨書道美術館	100	100%	
5 駐車場公社	ならまちセンター駐車場(財団保有)、 ならまちセンター地下駐車場、転害門前観光駐車場	20	100%	
6 商業振興センター	奈良マーチャントシードセンター	50	50%	
7 勤労者福祉サービスセンター	勤労者総合福祉センター	100	100%	
8 生涯学習財団	生涯学習センター、中部・西部・地区公民館	50	100%	
9 スポーツ振興事業団	鴻ノ池陸上競技場、中央体育館、他30施設	10	100%	
10 防災センター	防災センター	100	100%	
11 都祁地域振興財団	都祁交流センター、農産物加工センター、 針テラス情報館、都祁体育館、都祁球技場	30	100%	文化振興センター、スポーツ振興事業団 に統廃合 農産物加工センター、針テラス情報館は ㈱都祁総合開発へ移管
合 計		930		

別表 9 未利用土地の処分

名 称	面 積 (㎡)		売却見込額 (百万円)	現 況 等
	土 地	建 物		
シルバー健康センター建設用地	11,032.00		1,379	池の用途廃止の条件で公共用地として利用する旨、地元と協議済み
第8号(肘塚)市営住宅	7,718.00	555.38	656	平成18年度に建物解体撤去
七条西町二丁目市有地	959.07		42	用地として取得希望あり
五徳池	1,087.36		81	平成15年3月に隣接地(3,052.65㎡)を民間へ売却
吐山こぶしが丘	6,967.00		160	労住協開発地に隣接している。現況は山林
母子福祉センター	593.39	343.75	47	供用中であるが、他の公共施設の活用により対応する
青少年児童会館	705.22	806.62	105	供用中であるが、他の公共施設の活用により対応する
合 計			2,470	うち 2, 289百万円を処分計画

別表 10 新たな収入源

項 目	収入見込額 (百万円)	主 な 内 容 及 び 収 入 見 込 額 (単 位 : 千 円)
広告掲載(紙媒体)	5	奈良しみんだより(3,780)、啓発ポスター(293)、給与明細書(267)
広告掲載(電子媒体)	1	ホームページ(720)
広告掲載(施設・構築物)	16	野球場フェンス等(15,298)、公共施設壁面(259)
広告掲載(その他)	1	公用車両車体(928)、指定ごみ袋(242)
ネーミングライツ(命名権)	29	スポーツ施設(24,635)、なら100年会館(4,199)
庁舎内空きスペースの活用	1	貸しギャラリー(1,080)
合 計	53	

奈良市都市経営戦略会議委員及び行財政改革推進部会部会員名簿

(50音順・敬称略)

【奈良市都市経営戦略会議】

	氏名	所属等
副委員長	上野 邦一	奈良女子大学生生活環境学部教授 学部長
	上野 ひろ美	奈良教育大学教授 前副学長
委員長	杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
	高橋 敏朗	大阪市立大学名誉教授
	中川 幾郎	帝塚山大学院法政策研究科・大学法政策学部教授
	中野 理	奈良県企画部長
	西口 廣宗	南都銀行頭取
	野村 正雄	元奈良県教育委員長
	南川 諦弘	大阪学院大学大学院教授 弁護士
	三村 浩史	京都大学名誉教授 関西福祉大学教授
	安村 克己	奈良県立大学教授

【行財政改革推進部会】

	氏名	所属等
部会長	音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長
	下崎 千代子	大阪市立大学大学院教授
	高谷 宥司	市民公募部会員
	高橋 敏朗	(奈良市都市経営戦略会議委員)
	富永 生志	市民公募部会員
	中尾 征夫	奈良県経営者協会専務理事
	南川 諦弘	(奈良市都市経営戦略会議委員)